

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校は、人権教育に重点をおいて取り組んでおり、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

相談窓口：生徒指導主事および養護教諭

(ハラスメント相談窓口兼任)

※ 窓口以外でも、各担任等相談者が相談を掛けやすい教職員が随時対応

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ・不登校対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、人権教育主担、養護教諭

(以下臨時開催時) 該当学年生徒指導担当、該当学級担任、S C、S S W

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

鳥取東中学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 学活(仲間づくり) 学活(おそろ学級について) 個人面談 家庭訪問 (家庭での情報の収集) SCによる講義 「コミュニケーションの取り方」	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 学活(仲間づくり) 個人面談 家庭訪問 (家庭での情報の収集)	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 学活(仲間づくり) 個人面談 家庭訪問 (家庭での情報の収集)	いじめ・不登校対策委員会(年間計画の確認、問題行動調査結果を共有) SCとの個別連携計画 PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 学習部より、研究授業年間計画(全教員参加)わかりやすい授業づくり
5月	いじめアンケート実施 個人相談実施 人権(いじめ防止の特設授業)	いじめアンケート実施 個人相談実施 人権(いじめ防止の特設授業)	いじめアンケート実施 個人相談実施 人権(いじめ防止の特設授業)	1学期いじめ状況調査
6月	性教育(保健師による講話) 体育祭(学級集団づくり)	性教育(保健体育科と併せて) 体育祭(学級集団づくり)	体育祭(学級集団づくり) 性教育(保健体育科と併せて)	
7月	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) 校内大会 (学級集団づくり)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) 校内大会 (学級集団づくり)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) 校内大会 (学級集団づくり)	学期末に、2・3学期における学年、全体、学級での具体策の検討、実施

9月	個人面談	個人面談	個人面談 修学旅行（コミュニケーション能力の育成）	道徳の研究授業を全学年が行い、授業参観者で討議する。
10月	いじめアンケート 個人相談実施	いじめアンケート 個人相談実施	いじめアンケート 個人相談実施	2学期いじめ状況調査
11月	校外学習（仲間づくり） 人権教育 障害者理解教育	校外学習（人権学習） 人権学習 在日外国人を通じた国際社会における人権問題	人権学習 部落問題学習 合唱コンクール （仲間づくり）	委員会活動において、定期的に委員長会議を行う。
12月	合唱コンクール （仲間づくり） 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	合唱コンクール （仲間づくり） 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） 進路懇談（進路保障）	
1月	いじめアンケート 個人相談実施	いじめアンケート 個人相談実施	いじめアンケート 個人相談実施	
2月	総合学習 職業体験に向けて	進路学習（自己有用間の育成）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	
3月	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）		

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

いじめ・不登校対策委員会

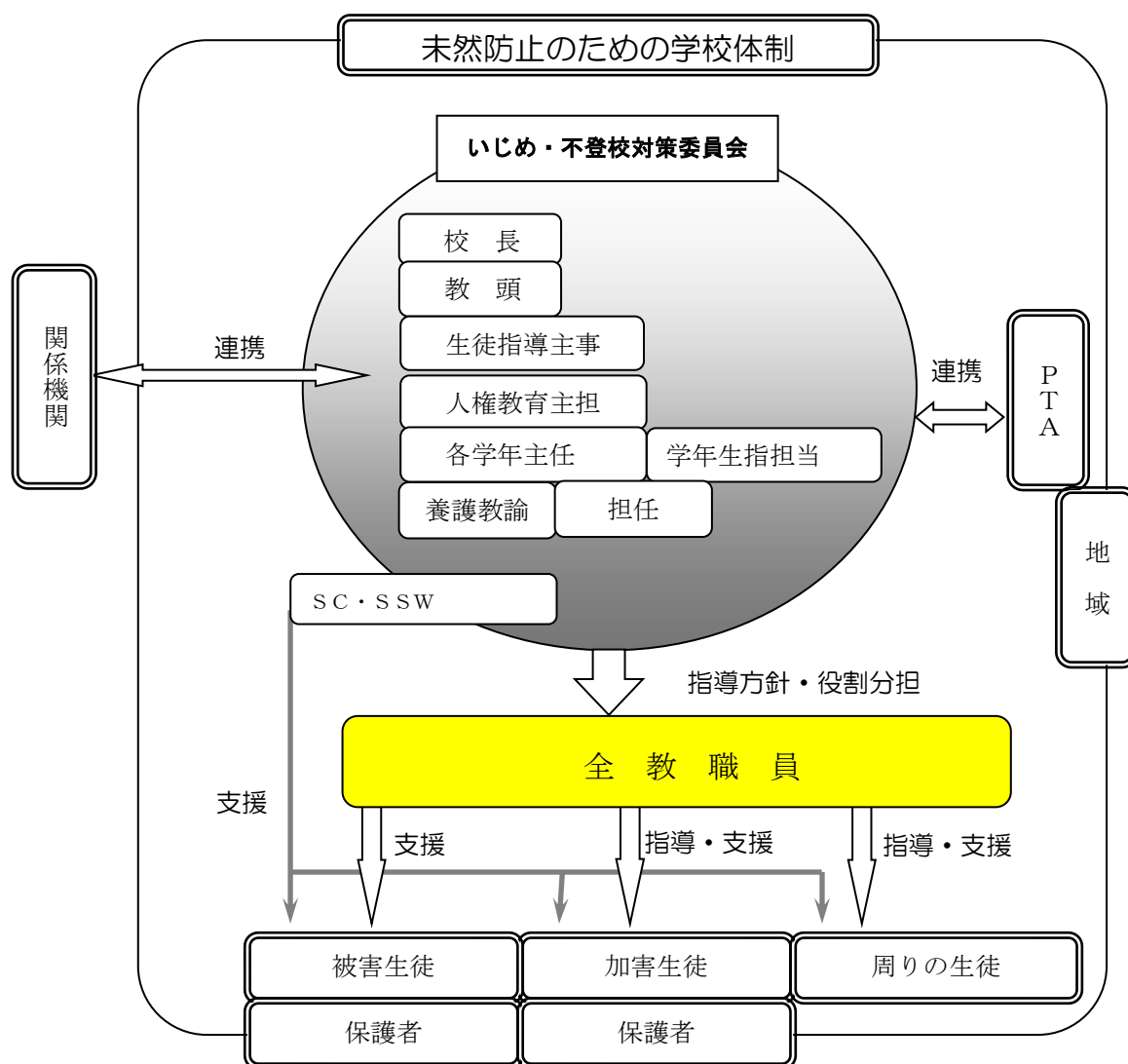
- ① 各学年の様子、気になる生徒の情報を、毎月、運営委員会、生徒指導部会、職員会議で確認し、情報を共有する。
- ② 月間生徒指導報告書を作成し、全校生徒の問題行動を全教員が把握し、対応を確認する。
- ③ S Cのカウンセリング生徒の情報の共有をS C出勤日に行う。取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。
- ④ 各学級の不登校生、または問題行動の多い生徒に対し、S C、SSW と学級担任が連携し今後の方針を提案する。個別の対応についての経過を生徒指導主事が確認し、校長、教頭に報告する。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動や道徳を含めた各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して問題行動の共通理解と、問題行動を報告しやすい教職員間での連絡と相談を徹底する指示、研修を行う。

生徒に対しては、道徳教材を活用した学級集団づくりと、担任以外の副担任、生徒指導主事、養護教諭への相談する機会を空き時間、休み時間の巡視時や、放課後に持つ。職員室以外の場所で生徒とふれあう時間を確保する。

- (2) いじめをしない能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、以下の項目を実施する。

- ・各教科・領域の授業でのグループ学習で生徒同士が話す時間を増やしていく。
 - ・分かりやすい授業づくりを進めるために全体の生徒が発言できる発問・授業計画を研究する。
 - ・生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために学級活動を通し、他者との関わり方を学習する年間計画を人権教育主担当がたて、生徒の実態に応じた指導計画を実行する。
 - ・ストレスに適切に対処できる力を育むためにS Cの講義やS Cのカウンセリングを活用する。教職員から見てS Cが必要かもしれない生徒の情報を「いじめ・不登校対策委員会」と各学年で共有し、担任以外からもS Cのカウンセリングを生徒または保護者に提案できるようにする。
 - ・いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、月間問題行動報告書にて、各学年の情報を集約、共有できる環境を作る。各学年と校長、教頭、生徒指導主事が情報を共有することで、教職員への個別の指導、研修が行える体制をつくる。未然防止として、研修を随時行う。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、生じた事象に対しては個別に対応し、「それはいじめにつながることである」ことや、「それはいじめである」ことをはっきりと生徒、保護者に告げる。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組として、生徒会主体の委員会活動を充実させるため、委員会活動の案を収集する。各委員会で集会での発表を計画し、注意喚起ビデオや劇などを委員会活動に取り入れる。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、人権学習を各学年で行う。1年生では障がい理解教育、2年生では在日朝鮮・韓国人を通じた国際理解教育、3年生で部落問題学習を実施。各学年とも、その課題を通して生徒の実生活における人権問題について考える機会をもつ。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化・深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、いじめアンケートを5月、10月、2月に3回実施し、また、各学年でいじめ防止の特設授業のなかでいじめが許されない行為であることを訴えとともに、把握した問題に対し、個別にどのような指導・支援が必要か学年で検討して対応する。SCと連携していじめ事案の分析を各学級担任が行い、個人相談と併せて情報を収集する。日常の観察として、朝学活の時間帯に生徒の欠席状況を各学年で集約し、職員室の連絡板に記入する。遅刻者の状況は職員室内の連絡板で管理し、生徒が早退する場合は必ず家庭連絡を行う。欠席や遅刻があった場合は家庭との連絡を密に行い、状況の改善がみられない場合は担任を中心に、学年主任や生徒指導主事、SCが今後の対応について方策を立てる。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため状況の確認等、必要に応じて家庭訪問を行う。日常生活における家庭訪問で対応する事象に関しては学年主任が管理し、「いじめ・不登校対策委員会」のメンバーとも情報を共有する。
- (3) 生徒と保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として各学年の生徒の情報を常に共有できる環境を維持する。問題行動とその背景の情報を教職員が共通理解することで、担任以外からも詳細な情報を収集できる体制をつくる。相談者が固定化されるものではなく、SCを活用する人数を増やしていくことで、保護者、生徒が気軽に相談できる環境をつくる。また、生徒や保護者がSCを利用しなくとも事案が発生したら教職員からSCに相談し、方針を検討する。
- (4) 国、大阪府、阪南市発行の生徒指導の関連プリントを用い、保護者に相談体制を広く周知する。

校長、教頭、生徒指導主事で毎朝に打ち合わせを行い、問題行動の対応を含め、相談体制が適切に機能しているかなど、常時確認する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、「いじめ・不登校対策委員会」が集約し、管理する。

第4章 いじめに対する対応

1 基本的な考え方

いじめの被害生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、加害生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、加害当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめの被害生徒は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係を再構築する営みを通して、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、的確な指導をする。また生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や学年生徒指導担当に連絡し、いじめ・不登校対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職は教育委員会に報告、相談し、今後の対応について共有する。

(4) 被害・加害生徒の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、よりていねいに行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 被害生徒又はその保護者への支援

(1) 加害生徒の別室指導や出席停止などにより、被害生徒が安心して教育を受けられる環境を確保し、被害生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、被害生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ・不登校対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、SC・SSWの協力を得て対応

を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、加害生徒からも事実関係の聴取をていねいに行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速に加害生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) 加害生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてSC・SSWの協力を得ながら、組織的に指導にあたり、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して指導する。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。すべての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、SCとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が意見の異なる他者とも良好な人間関係をつくっていくことができるよう適切

に支援する。

6 インターネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ・不登校対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査と、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) SNS等の書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、技術科のコンピュータを利用する授業において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 重大事態の対処

(1) 重大事態の意味

- 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合
- いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに市教育委員会に報告する。

(3) 調査の主体と組織

市教育委員会は学校からの報告を受け、調査の主体などの判断をする。学校が主体となって調査を行う場合は、学校に常設している「いじめの防止等の対策のための組織」が調査を行う。

(4) 調査結果の報告及び提供

いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。

(5) 調査の結果を踏まえた措置等

当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じる。

